

## 開運商法にご注意！

**開運商法とは**…不安や悩みにつけ込み、開運・除霊のために必要と言って、商品の購入や祈とう料を要求する商法です。開運ブレスレットや数珠の購入をきっかけに、次々と売りつける手口に要注意!!

- 【事例】**
- ①雑誌の広告を見て開運ブレスレットを購入。後日業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば霊能力者が運勢を見る」と言われ、送ったところ「先祖の供養をしたほうがよい、しないと親や子供にも災いが降りかかる」などと言われ、高額な祈とうサービスの契約を迫られた。
  - ②月刊誌の広告に「届いて3日以内に効果がない場合は返金保証する」と書いてある開運数珠を購入。効果がなかったことを業者に電話で伝えると、「邪念邪気がついている」と言われ、高額なブレスレットを勧められた。購入しなければ最初の数珠の返品返金には応じられないと言われた。

- 【対処法】**
- ①お金を多く支払うことで、運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われても、きっぱり断りましょう。
  - ②電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品については、クーリング・オフ等ができることがあります。
  - ③通信販売の場合は、返品条件を確認してから申し込むようにしてください。

～困った時は消費生活センターに相談しましょう～

- 茨城県消費生活センター ☎029-225-6445
  - 常陸大宮市消費生活センター ☎52-2185(直通)(本庁商工観光課内)
- ※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。



### VOL.1

## 職員のつぶやき ～職員リレートーク～

今年4月に採用され、総務課配属になった諸澤貴俊です。私が生まれ育ち、思い入れが強い常陸大宮市の市役所で働き始めて、今までの私のくらしは市に支えられていたことを実感しています。

配属されてから担当している主な仕事は、市役所の外にある掲示板の管理で、最新の掲示物を市民の方々に見てもらうために頻繁に更新しています。掲示板の管理は複雑な仕事ではありませんが、市役所と市民をつなぐ大切な仕事であることを自覚し、責任を持って取り組んでいます。今後も、任せられた仕事がどのような意味を持つのかを常に考えつつ、様々な業務を覚えていけるよう精一杯頑張っていきたいと思います。



総務課 諸澤貴俊